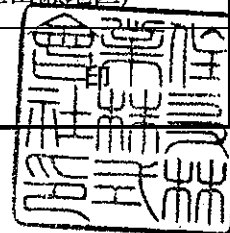


Ver 1.0

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく  
温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクト申請書  
~森林管理プロジェクト用~

プロジェクト名	住友林業株式会社社有林管理プロジェクト I (宮崎事業区山瀬地区)
プロジェクト 代表事業者名	住友林業株式会社



提出日 2009年 5月 8日

## A：参加者情報

プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	住友林業株式会社(スミトモリンギョウカブシキガイシャ)		
住所	東京都千代田区大手町1丁目3番2号経団連会館8階		
代表者氏名	代表取締役社長 矢野 龍	担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクト事業者 ※2			
事業者名(フリガナ)	住友林業株式会社(スミトモリンギョウカブシキガイシャ)		
住所	東京都千代田区大手町1丁目3番2号経団連会館8階		
代表者氏名	山林部長 片岡 明人	担当者氏名	岡田 広行
担当者所属	山林環境本部山林部	担当者役職	チームマネージャー
担当者 E-mail	OKADA_hiroyuk@star.sfc.co.jp	担当者電話番号	03-3214-3251
その他プロジェクト参加者 ※3			
事業者名(フリガナ)			
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクトでの役割			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※4			
事業者名(フリガナ)	住友林業株式会社(スミトモリンギョウカブシキガイシャ)		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※5	口座未開設		

※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。代表者以外の主なプロジェクト参加者についてもパンフレット等があれば添付すること。

※2:プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減・吸収活動を実施する者を指す。代表者と同一の場合は、その旨を記載すること。

※3:その他プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。たとえば、下記が参加者として想定される。

- ・ 温室効果ガス排出削減・吸収活動のとりまとめを行う者
- ・ 温室効果ガス排出削減・吸収活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行う ESCO 事業者等

※3:プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。

※4:オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者は、プロジェクト参加者(代表者、プロジェクト事業者、その他)のうちいずれかであること。

※5:オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。

## B：プロジェクト活動の概要①

プロジェクト  
活動 ※1

### I. 目的

持続可能な森林経営により、温室効果ガスの更なる吸収を図る。またこれにより、林業の活性化及び他の公益的機能の発揮を目指す。

### II. 実施前の状況

#### 1. 住友林業(株)の社有林管理

住友林業(株)が所有する森林は合計 **40,567ha** で、地域別にみると北海道 **15,314ha**、和歌山 **2,260ha**、四国 **14,781ha**、九州 **8,213ha** となっている。

社有林の管理は、本社山林部が全体を統括し、社有林の所在地に山林事務所（全国に4箇所）を設けて管理している。本プロジェクト対象地は宮崎県日向市に所在する日向山林事業所が管理している。なお、以下2. では、山瀬地区が含まれる九州山林について述べる。

#### 2. 九州山林の現況

##### (1)森林現況

本プロジェクト対象地が含まれる住友林業(株)の九州山林の森林現況は表1のとおりである。

表1 森林現況

		九州山林		うち山瀬地区	
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)
実 数	人工林	5,728	70	295	88
	天然林	1,723	22	10	3
	その他	762	8	31	9
	合計	8,213	100	337	100

人工林率は70%と高く、特に41~60年生の面積が約半分を占めており、資源の成熟度が高いと言える。

表2 九州山林の林道延長、密度の状況

	九州山林		うち山瀬地区	
	延長(m)	密度(m/ha)	延長(m)	密度(m/ha)
公共林道	61,300	7.5	3,900	12.0
自力林道	143,800	17.3	15,200	46.8
公道	7,600	0.9	100	0.2
計	212,700	25.7	19,200	59.0

林道の整備状況では、**26m/ha**の路網密度が整備され、架線系機械を用いた能率的な作業が可能となっている。

67%が会社が独自で開設したものであるが、公共林道に類似した機能、規格を有

するものから、フォワーダによる丸太搬出を主な目的とした作業道まで、適時選択して整備している。

山瀬地区においても、同様な施業が実施されている。

## (2)社有林管理の方針

住友林業においては5年毎に森林施業計画を策定し、これに基づき森林経営を行っている。現在の施業計画は第8次の計画で、計画期間は平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5カ年である。

第8次森林施業計画の最大の特徴は、15年ぶりに小面積な皆伐を復活させたことである。住友林業は第5次計画（計画期間平成3年～平成7年）において、全山非皆伐施業に移行させ、以降15年間皆伐が行われなかった結果、高齢級林分への移行など資源の充実が進んだ。また、同社の住宅部門において国産材（社有林材）利用の動きが近時特に高まっている。このような状況を背景に、第8次計画においては、「社有林経営の健全性の実現と社有林事業の活性化を図るため」、「森林資源の保続は踏まえつつも、その利活用に注力し、期間損益の黒字化を目指す。」ことを基本方針としている。

具体的には、人工林をゾーニング区分し、ゾーンに応じた施業を行うこととしている。なお、天然林は自然の推移に委ねることとしている。

## Ⅲ. 達成手段

### 1. 人工林ゾーニングと施業方法

#### (1)ゾーニング

- ・ 収益力の強化と林分の有するポテンシャルに適した施業を実現するために地位によって優良保存林、経済林、準経済林、非経済林に4区分している。
- ・ 優良保存林は、将来にわたり高価値が期待できる林分に設定している。その面積は九州山林ではスギ654ha、ヒノキ156haである。
- ・ 経済林は、土地生産力が高く、更新が可能であり、皆伐に対応できる林分である。
- ・ 準経済林は、土地生産力は高いが、皆伐更新が困難な林分である。
- ・ 非経済林は、土地生産力が低く、循環型生産に適さない林分である。

表3 ゾーニング区分

	九州山林		うち山瀬山林	
	スギ	ヒノキ	スギ	ヒノキ
優良保存林	654	156	—	—
経済林	1,603	726	199	5
準経済林	845	543	52	11
非経済林	682	278	13	0
計	3,784	1,703	264	16

#### (2)施業方法

①間伐施業

- ・間伐率は1回当たり20～30%。会社は、請負人に間伐率、選木基準を指示。疑義ある場合、請負人は現場の担当職員に相談の上、対処している。また、社員が適宜現場指導を行っている。道路から近い場所は、ウィンチで、遠い場所は集材機で集材している。土壌の攪乱は見られない。

②皆伐施業

<経済林>

- ・伐期：スギは60年を伐期とし、皆伐施業を行う。スギの齢級構成は8-11齢級に大きく偏っており、平準化の観点から、第8次計画においては皆伐林齢の繰り下げを行うこととする。ヒノキは100年を伐期とするが、40～50年生の林分が中心であることから、当面は間伐を推進することとしている
- ・1箇所当たりの皆伐面積：5haを目安
- ・隣接林分との伐採時期間隔：10年以上

<準経済林>

- ・非皆伐（択伐）施業を行うこととしている

2. 山瀬地区選定の理由

(1)九州山林全事業区面積8,213haの申請を実施する場合、現行の地位推定方法では30haに1箇所計測する事となっており、全体では約300箇所必要となる。これに伴う費用は約7,500千円と見積もられる。

現時点ではクレジット価格及び需給量が全く不明なので、林業経営上、全面積で申請するメリットが見出せないため。

(2)山瀬地区を選定したのは以下の理由による。

- ①林道密度が高く調査がし易い。
- ②管理する日向山林事業所より近く対応が早くとれる。

<p>採用技術 ※ 2</p>	<p>1. 森林管理技術</p> <p>(1)森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 18 年度「固定資産納税通知書」などにより土地所有が確認可能。</li> <li>・ 貸地等については土地賃貸借契約書及び賃貸借一覧表により整理している。</li> <li>・ 土地台帳に取得以降の経緯を整理している。</li> <li>・ 森林簿、基本図を整備している。</li> <li>・ 蓄積など小班毎の数値情報については、固定標準地データなどの解析結果から得られる数表を用いるほか、間伐などの施業時に得られる数値により補正している。</li> <li>・ データは毎年更新している。</li> <li>・ 通常、植栽年度等によって小班を区画している。</li> <li>・ 森林 GIS が整備されており、図面情報と数値情報の検索、分析、集計等を随時行っている。</li> <li>・ 境界簿が整備され、要所に境界杭を設置している。</li> <li>・ 随時、巡視を行っており、境界を巡るトラブルは生じていない。</li> <li>・ 個別の山林をみると、斜面下部はスギ、中腹はヒノキ、尾根部は広葉樹二次林となっている箇所が多く、概ね、適地に限定してスギ、ヒノキを植栽している。</li> <li>・ 人工林においては、下層、中層の植生が発達した生態的複層林を呈する林分となっている。</li> </ul> <p>(2)従業員の教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当職員の技術水準は高く、各種規定類に通暁している。</li> <li>・ 毎年、乾燥期の前に火災訓練や山火事予消防会議を開催し、防火対策、連絡網等を確認し、社有林関係者に徹底を図っている。</li> <li>・ ISO14001 で環境管理を行っている。具体的な管理方法として各部署で環境予算を毎年計画している。</li> </ul> <p>(3)請負事業体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伐採搬出、輸送等の作業は、地元の専門業者に請負発注している。</li> <li>・ 発注に際しては、契約書類に作業の仕様、労働安全に関する遵守事項を明記し、注意喚起を図っている。</li> <li>・ 請負業者は住友林業(株)の業務経験が長く、十分な技術水準を有しており、指示事項を理解し、意見交換の場では積極的提言を行っている。</li> <li>・ 森林認証、生物多様性保全、希少種の保護、水辺林の保全など新たな考えについても会議等の機会を利用し説明し、理解を深めている。</li> </ul> <p>2. 計画</p> <p>「第 8 次森林施業計画説明書」及び「生物多様性保全に関する基本方針」において、多様性保全の観点に関連して、次のように取扱うこととしている。</p> <p>(1)人工林</p>
---------------------	--

- ・ 生産力が高く更新可能な箇所においては皆伐施業を行う。
- ・ ただし、1箇所当たりの上限（九州では5haを目途）を設けるとともに、隣接林分との伐採間隔は10年以上とし、皆伐による影響の軽減を図る。
- ・ 皆伐の標準伐期は、九州ではスギ60年、ヒノキ100年とし、下層植生の充実を図る。
- ・ 皆伐を行わない人工林においては、間伐を繰り返すとともに、高齢級に達した段階においては非皆伐（択伐）により林分の維持を図る。

#### (2)天然林

- ・ 保全を図ることとし、自然の推移に委ねることとする。

### 3. 施業技術

#### (1)植栽

- ・ 平成3年策定の第5次森林施業計画策定を機に「全山非皆伐」の方針が打ち出され、択伐(群状、帯状)跡地への植栽、台風被害地跡地への植栽など小面積の更新が行われてきた。しかし、平成18年度から始まった第8次森林施業計画において小面積な皆伐が実施され、更新面積が増加している。
- ・ 九州山林では苗畑を設け、苗木の自社生産を行っている。

#### (2)保育・間伐

- ・ 人工林については間伐が適度に行われ、下層植生が形成されており、下層植生が消失しているような過密な林分は確認されない。

#### (3)主伐

- ・ 主伐は、近年、実施していなかったが、平成18年度から小面積(原則5ha以下)の皆伐を行っている。
- ・ 皆伐については、1箇所当たりの面積を、九州5ha以下に制限し、また、間隔を10年以上あけることとし、水土保持に配慮している。

##### ①伐木集運材方法について

- ・ 主に架線系機械を用いて集材している。間伐の集材支障木を極力抑制し地表面への影響を最小限にとどめる。

##### ②収穫計画について

- ・ 平成18年度を始期とする「第8次森林施業計画」においては「森林資源の保続は踏まえつつも、その利活用に注力し、期間損益の黒字化を目指す。」としており、小面積皆伐を復活させ、積極的な森林経営を推進している。
- ・ 年間の皆伐量については、面積平分の考えを基本に、収穫予測プログラムを用いて将来の保続を予測し、期間収穫量を定めている。

##### ③収穫の基準について

- ・ 皆伐対象林分については、伐期齢を基準としているが、第8次施業計画では、林齢構成が36～55年生に大きく偏っているため、平準化の観点から標準伐期に達していない人工林も皆伐の対象に入っている。

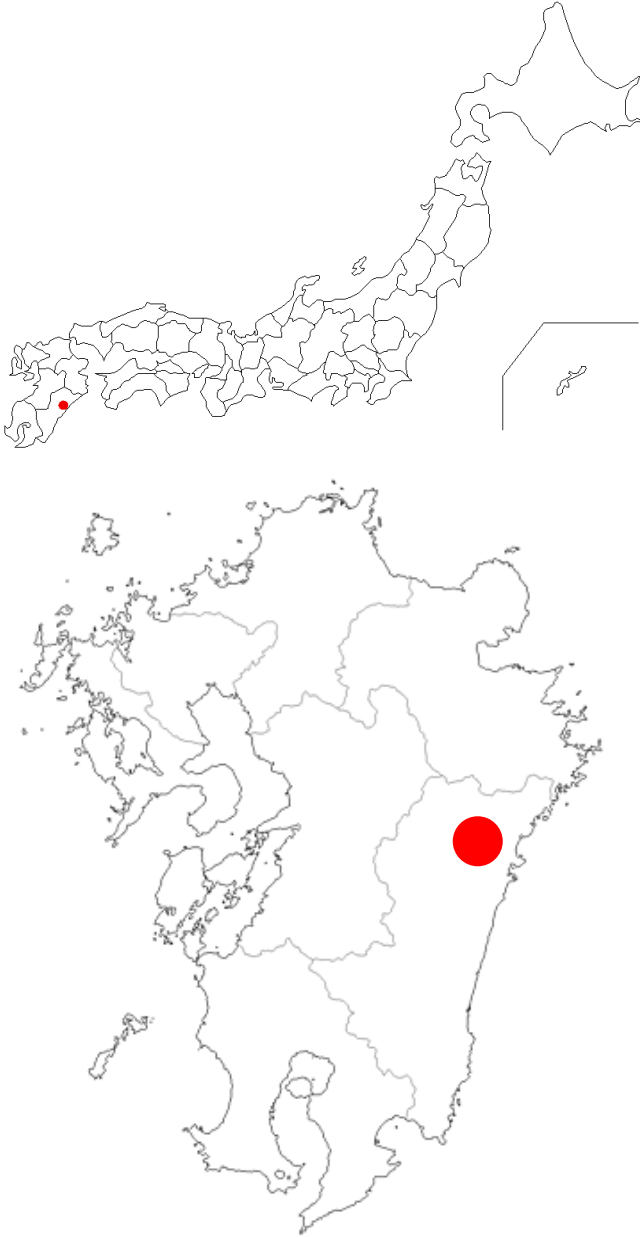
- ・ 実行に当たっては、収穫対象の候補地について、事前踏査により、林分状況、用途、市場性を確認のうえ、決定している。

④収穫事業の実行状況について

- ・ 第7次森林施業計画（平成13～17年度）の収穫量は計画の102.5%とほぼ計画どおりの実績となっている(全社有林)。



	実施事業所名	①住友林業(株)山林環境本部山林部 ②住友林業(株)山林環境本部山林部日向山林事業所																				
	住所	①東京都千代田区大手町 1-3-2 ②宮崎県日向市大字日知屋字前畑 3389-17 事業実施場所の住所 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-1</td></tr> <tr><td>宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-7</td></tr> <tr><td>宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-8</td></tr> <tr><td>宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-9</td></tr> <tr><td>宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-10</td></tr> <tr><td>宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-11</td></tr> <tr><td>宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-12</td></tr> <tr><td>宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-13</td></tr> <tr><td>宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-14</td></tr> <tr><td>宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-17</td></tr> <tr><td>宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-18</td></tr> <tr><td>宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-19</td></tr> <tr><td>宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-20</td></tr> <tr><td>宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-21</td></tr> <tr><td>宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-22</td></tr> <tr><td>宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-23</td></tr> <tr><td>宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-24</td></tr> <tr><td>宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-25</td></tr> <tr><td>宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-27</td></tr> <tr><td>宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-28</td></tr> <tr><td>宮崎県東臼杵郡椎葉村大字松尾岩立山 890-5</td></tr> </table>	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-1	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-7	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-8	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-9	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-10	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-11	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-12	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-13	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-14	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-17	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-18	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-19	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-20	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-21	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-22	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-23	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-24	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-25	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-27	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-28
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-1																						
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-7																						
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-8																						
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-9																						
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-10																						
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-11																						
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-12																						
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-13																						
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-14																						
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-17																						
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-18																						
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-19																						
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-20																						
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-21																						
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-22																						
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-23																						
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-24																						
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-25																						
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-27																						
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ山瀬 3982-28																						
宮崎県東臼杵郡椎葉村大字松尾岩立山 890-5																						
プロジェクト 実施場所 ※ 3																						

	<p>概要</p>	
--	-----------	---

※1:プロジェクトの目的、プロジェクト実施前の状況、排出削減・吸収の達成手段を記載すること。

※2:プロジェクトで使用する設備・機器等について記載する。機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。プロジェクトが一般的に広く行われている技術に基づき実施される場合は、とくに記載する必要はない。

※3:地図や施設概要図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明すること。その他、P.6 に記載する添付書類を添付すること。

## B：プロジェクト活動の概要②

プロジェクト開始年月日 ※1	2008年4月1日						
クレジット期間 ※2	2008年4月1日 ～ 2013年3月31日						
想定排出削減 ・吸収量 ※3	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	2,086	2,036	1,993	1,954	1,886	9,955
補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称	森林整備事業					
	補助金額 (申請額含む)	20,820,328 円					
	補助対象年月日	平成 17 年 9 月 ～ 平成 20 年 8 月					
他制度への申請 ※4	申請の有無 (いずれかに○)	有 / 無					
	制度名 (有の場合のみ)						
備考							

※1: 温室効果ガス排出削減・吸収をもたらす設備の稼働、事業が開始された年月日。

※2: クレジット期間は、2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定すること。

※3: 想定排出削減・吸収量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。

※4: 海外の VER 制度等、類似制度への申請の有無を記入。これは、一つのプロジェクトによる排出削減・吸収量に基づくクレジットが複数創出される等の、ダブルカウントを避けるためである。

## C:方法論の適用

ポジティブリストの 適格性基準との整 合性	ポジティブリスト の番号	No. <u>0002-2</u>
	条 件	説 明 ※1
	条件1	<p>「プロジェクト実施地が、<u>森林法第5条又は第7条の2に定める森林であること</u>」</p> <p>当該プロジェクト実施地は、森林法第5条又は第7条の2に定める森林である。</p>
	条件2	<p>「プロジェクト実施地において行われる施業が、<u>以下の2つの条件を満たす植栽、間伐、主伐であること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>クレジット発行対象期間内に当該プロジェクト実施地の森林施業計画や森林認証の森林計画書において間伐及び主伐が計画されており、転用が計画されていないこと。</u></li> <li>・<u>1990年4月1日以降に育成林において森林施業計画等に基づき施業されたものであること。</u></li> </ul> <p>当該プロジェクト実施地では、クレジット発行対象期間内(2008年4月1日から2013年3月31日)において、森林施業計画により、間伐及び主伐が計画された森林であり、転用は計画されていない。また、1990年4月1日以降に森林施業計画に基づき施業されてきた森林である。</p>
条件3	<p>「プロジェクト実施地が、<u>以下に示す3つの方法のうちいずれかの方法に基づき、持続的な森林経営の対象地であることが証明されること。</u></p> <p>①<u>森林施業計画に基づく森林管理活動を第三者が検証する方法→市町村等によって森林施業計画の認定を受けている事。</u></p> <p>②<u>森林認証制度に基づく方法→森林認証(SFC や SGEC)を受けており、当該森林の森林計画書等において、伐採後の森林の確実な更新が行われることが記載されていること。</u></p> <p>③<u>企業の森づくり制度に基づく方法→上記①又は②に加えて地方公共団体が実施する「企業の森づくり」制度における協定を締結していること。</u></p> <p>当該プロジェクト実施地はいずれも森林施業計画の認定を受けた森林であり、更に SGEC 森林認証を取得した森林である。</p> <p>森林施業計画番号：17-1(変 8-20) SGEC 森林認証番号:JAFTA-010</p>	

	条件4	該当なし
	条件5	該当なし
適用方法論	方法論番号	JAM <u>0002-2</u>
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(特に持続可能な森林経営促進型プロジェクト)に関する方法論
備考		

※1: ポジティブリストの条件を全て満たすことを説明する。なお、投資回収年数等について記載しきれない場合には、別添資料で説明してもよい。

## D:その他

関連する許認可及び 関連法令等	・ 森林法 当該プロジェクト実施地は森林法に基づき、森林施業計画を立案し、その森林施業計画に基づいて施業された森林である。
環境影響評価 及び環境測定 ※1	
住民説明会の 実施状況 ※1	
ステークホルダー(森 林所有者、森林管理 者、森林管理費用負 担者等)のコメント	
その他特記事項 ※2	

※1：法令等によって実施が求められていない場合は省略可。

※2：プロジェクト活動を行う森林における生物多様性保全のための取組等について自由に記述することができる。

## 【添付書類】

### <関連書類>

- ・ プロジェクト対象地が含まれている、市町村等に認定された森林施業計画の写し(施業対象の森林が特定される情報を含むもの)
- ・ 森林認証を受けている場合は、それを示す書類
- ・ 植林プロジェクトの場合は、植林後に森林法第 5 条の森林となることが証明できる書類

### <森林の概要が分かる資料>

- ・ プロジェクト対象の森林について、緯度・経度等の地理的情報を含んだ森林計画図(オルソ画像があれば添付)
- ・ プロジェクト対象の森林の写真→航空写真を添付
  - ・ 小班ごとに森林の概要(立木密度、幹の形状、下草の状況など)が明確に分かる写真を添付すること
  - ・ 写真撮影は、モニタリング方法ガイドラインの「プロジェクト対象森林の写真撮影」を参考に行うこと
- ・ プロジェクトの対象となる森林を管理している主体の組織図(会社案内等)
- ・ プロジェクト申請書において、吸収・排出量の算定に用いたパラメータ等を引用した資料(文献)